

木津川市介護（予防）サービス事業者支援給付金の支給に関する手引き

木津川市高齢介護課

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、原油価格及び物価の高騰に直面している市内の介護（予防）サービスを提供する事業者の負担を軽減し、市民への安定したサービス提供体制を維持することを目的として、臨時的に給付金を支給します。

2 給付対象者・給付金額

基準日（令和4年9月1日）現在、国、府、市等の許認可を受けて、木津川市内に事業所を有する法人又は個人事業者で、令和4年4月1日から基準日までの間、以下の表に定める介護（予防）サービスを提供した実績を有する事業者を対象とし、1サービス種類ごとに30万円を支給します。

※上記期間中に1ヶ月分でも実績があれば申請可能です。

訪問介護 総合事業（訪問型サービス）	介護予防訪問入浴介護 訪問入浴介護	介護予防訪問看護 訪問看護
介護予防訪問リハビリテーション 訪問リハビリテーション	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	通所介護 総合事業（通所型サービス）
介護予防通所リハビリテーション 通所リハビリテーション	介護予防短期入所生活介護 短期入所生活介護	介護予防短期入所療養介護 短期入所療養介護
介護予防特定施設入居者生活介護 特定施設入居者生活介護	介護予防福祉用具貸与 福祉用具貸与	特定介護予防福祉用具販売 特定福祉用具販売
居宅介護支援	介護予防支援	介護老人福祉施設
介護老人保健施設	介護予防認知症対応型通所介護 認知症対応型通所介護	介護予防小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護
介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護	地域密着型通所介護 総合事業（通所型サービス）	

【注意事項】

※通常の介護サービスと介護予防サービスの重複は1とみなします。

※訪問介護と総合事業（訪問型サービス）の重複は1とみなします。

※通所介護と総合事業（通所型サービス）の重複は1とみなします。

※地域密着型通所介護と総合事業（通所型サービス）の重複は1とみなします。

※木津川市との委託契約に基づき実施するサービスは対象外です。

※市町村が設置している団体（一部事務組合等）が実施するサービスは対象外です。

3 支給申請の流れ

(1) 申請書の受付期間

令和4年9月1日(木)～令和4年10月31日(月)午後5時15分

※郵送の場合は令和4年10月31日必着とします。

※上記期間後の申請は受付できません。

(2) 申請方法

郵送もしくは窓口持参にて申請書と添付書類を提出してください。郵送で提出する際は、簡易書留やレターパックなど郵便物が追跡できる方法での提出をお勧めします。

【郵送提出先】 〒619-0286

京都府木津川市木津南垣外110-9

木津川市役所 高齢介護課 給付金担当 宛て

【窓口持参先】 木津川市役所本庁舎2階 7番窓口(高齢介護課)

受付時間 平日午前8:30～午後5:15

※加茂支所、山城支所、西部出張所、その他の窓口では受付できません。

(3) 申請に必要な書類様式の入手方法

要綱の様式をコピーしてお使いください。パソコン等で入力される場合は、市ホームページからダウンロードできます。

木津川市介護(予防)サービス事業者支援給付金

検索 

(4) 申請書類と添付書類

①介護(予防)サービス支援給付金申請書兼請求書(別記様式第1号)

- ・事業所代表者と法人代表者が異なる場合は両方とも記入押印願います。
- ・2欄にて申請する介護サービス等の種類にチェック(☑)してください。1枚の申請書兼請求書で1種類のサービスのみ申請可能です。同じ法人や事業所で異なるサービスを複数提供されている場合は、申請書兼請求書を分けてください。ただし、以下の重複は1種類とみなします。

※通常の介護サービスと介護予防サービスの重複は1種類とみなします。

※訪問介護と総合事業(訪問型サービス)の重複は1種類とみなします。

※通所介護と総合事業(通所型サービス)の重複は1とみなします。

※地域密着型通所介護と総合事業(通所型サービス)の重複は1種類とみなします。

- ・ 3 欄の振込先については、間違いのないよう記入願います。
- ・ 5 欄の担当者連絡先は、不明な点等があった際に市から連絡します。

②添付書類

- 1 申請書兼請求書の 2 欄で申請する介護サービス等に係る国、府、市等の許認可を証する書類の写し
 - ・ 事業所の指定（更新）決定通知書等の写し等
- 2 介護（予防）サービス支援給付金申請書兼請求書に係る誓約・同意書（別記様式第 2 号）
- 3 申請書兼請求書の 2 欄で申請する介護サービス等の提供実績を証する書類の写し
 - ・ 国保連から送付された介護給付費等支払決定額通知書の写し（例：令和 4 年 5 月審査分、令和 4 年 7 月通知分等）
 - ※支払決定額通知書の写しは複数の月分提出する必要はありません。
- 4 振込先金融機関口座の通帳等の写し
 - ・ 申請書兼請求書の 3 欄で記入された振込先口座情報がわかる預貯金通帳等の写し

(5) 申請書の審査

申請書の内容について、担当課から連絡する場合がありますので、その際にご協力をお願いします。審査の結果、支給（不支給）が決定した場合は、決定通知書を事業所宛に発送します。

(6) 支援金の支払時期

申請を受け付けてから支給までは約 2 カ月を予定しています。

(7) 給付金の返還

給付金受領後に要件に該当しないことが判明した場合、または偽りその他不正な手段により支援金を受領した場合は、返還していただきます。

(8) その他

この給付金は課税所得となりますので、申告が必要となる場合がございます。詳しくは税務署にご確認ください。

この交付金を受けた場合は、給付金を活用することで賄える限り、燃料費、光熱費、食材費等の高騰を理由とした値上げ等はされないようご配慮をお願いいたします。給付金を活用しても値上げをしなければ事業継続に支障がある場合の値上げ等を禁止するものではありません。

4 Q & A

Q 1 : 同じ法人で複数の施設を運営している場合はそのサービス種類ごとに対象となるか。

A 1 : 対象となりますが、申請書は施設のサービス種類ごとに提出してください。ただし、振込先が同一口座の場合はまとめて振り込む場合があります。

Q 2 : 令和 4 年 4 月 1 日以降に事業を開始した場合は対象となるか。

A 2 : 基準日（令和 4 年 9 月 1 日）現在で許認可を受けており、令和 4 年 4 月 1 日から基準日までに介護（予防）サービスを提供した実績を有する場合は対象となります。上記の許認可を受けていても、サービス提供実績がない場合は対象外となります。

Q 3 : 令和 4 年 9 月 2 日以降に許認可を受けて事業を開始した場合は対象となるか。

A 3 : 基準日（令和 4 年 9 月 1 日）現在で許認可がなく、令和 4 年 4 月 1 日から基準日までに介護（予防）サービスを提供した実績もないと判断できますので、対象外となります。

Q 4 : 同じ事業所で訪問介護と訪問入浴介護を提供している場合は、それぞれ対象となるか。

A 4 : それぞれ対象となります。

Q 5 : 同じ事業所で通所介護と総合事業（通所型サービス）を提供している場合は、それぞれ対象となるのか。

A 5 : 通所介護と総合事業（通所型サービス）の重複は 1 種類とみなしますので、どちらか一方のみ対象となります。（1 ページの注意事項参照）

Q 6 : 介護老人福祉施設と同じ事業所番号で通所介護を提供している場合は、それぞれ対象となるか。

A 6 : 事業所番号が同一か否かに関わらず、それぞれ対象となります。

Q 7 : 「木津川市事業用車両原油価格高騰対策支援金」との重複申請はできますか。

A 7 : できません。介護（予防）サービスを提供している事業者は「木津川市事業用車両原油価格高騰対策支援金交付要綱」にて交付対象外と規定されています。詳細は担当課（観光商工課）にお問い合わせください。

Q 8 : やむを得ない理由により、基準日（令和4年9月1日）時点で休止している場合はどうすればよいか。

A 8 : 個別に高齢介護課にご相談ください。

5 お問い合わせ先

給付金の申請にあたっては、要綱及びこの手引きを必ず事前にご確認願います。これらをご確認いただいたうえでご不明な点がございましたら以下の問い合わせ先にご連絡をお願いいたします。

【問い合わせ先】

木津川市 健康福祉部 高齢介護課

TEL : 0774-75-1213 FAX : 0774-72-0553

E-mail: kaigo@city.kizugawa.lg.jp